

6尾教第993号

令和6年7月1日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について(依頼)

このことについて、令和6年6月28日付け6教義第354号で、愛知県教育委員会事務局長から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、下記により提出をお願いします。

## 記

## 1. 提出物

別紙「教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票」

## 2. 提出期限

令和6年8月19日(月)

## 3. 提出方法

尾張教育事務所担当へ電子メールにて送付してください。

担 当	指導第二課指導第二グループ(愛 日: 谷口) 指導第一課指導第一グループ(中島・丹波: 三村)
電 話	052-961-1903(愛 日) 052-961-1918(中島・丹波)
ファックス	052-953-1539
電子メール	owari-kyoiku@pref.aichi.lg.jp

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について(依頼)

本県では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条に基づき、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)として8地区を設定し、教科用図書の採択事務を行っております。なお、必要に応じて、学識経験者、教育関係者、PTA関係者等で構成する「愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議」を設置し、採択地区の適正規模化について検討を進めることとしております。

また、平成26年4月16日に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、文部科学省から、引き続き採択地区の適正規模化に努めるとともに、改正により市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、市町村教育委員会の採択地区に関する意向の把握に努めるよう通知がありました。

つきましては、別記1の表の①に係る、市町村教育委員会の採択地区の見直し要望・意向を確認したいので、別記2「採択地区適正規模化に当たり留意すべき事項」を踏まえ、管内市町村教育委員会分を取りまとめの上、下記により提出してください。

記

1 提出物

別紙「教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票」

2 提出期限

令和6年8月22日(木)

3 提出方法

義務教育課担当へ電子メールにて送付してください。

担 当 愛知県教育委員会 義務教育課  
教科指導・人権教育グループ(後藤)

電 話 052-954-6799(ダイヤル)

F A X 052-954-6963

電子メール yoshihiro.gotou@pref.aichi.lg.jp

(別記1)

1 令和5年度の教科用図書採択地区適正規模化検討の実施状況

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議(以下「会議」という。)において、市町村教育委員会から採択地区の見直し希望がなかった場合には、休会とすることが合意され、教育委員会会議で報告された。

このことを踏まえ、昨年8月に各市町村教育委員会に意向確認を行った。結果として採択地区の見直しに至らなかったため、平成20年度の合意に基づき休会とし、令和6年度の教科用図書の採択については現行の採択地区の規模を維持することとした。

2 今後の対応

採択地区の見直しを行う場合、見直し後のいずれの採択地区においても教科用図書の調査研究(調査方法・体制等)が十分可能であり、その質が低下しないこと、法定の採択期限内(8月末)に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要であるので、このことが担保されるという条件の下で協議・調整を図る必要がある。

このため、市町村教育委員会からの採択地区見直しの要望の提出を受け、採択地区内の全ての市町村教育委員会の合意が得られれば、会議での検討を踏まえ、採択地区の見直しを実施することとする。

手 続 順 序	実施時期
① 市町村教育委員会が採択地区の見直し要望を提出 (採択地区の見直し希望がなかった場合は、以下の手続は行わない)	7~8月
② 見直し要望を提出した市町村の属する採択地区構成市町村教育委員会等で協議・調整の上、見直し素案を作成し県へ提示	9~10月
③ 県が採択地区協議会等からヒアリング(関係市町村教育委員会の意思確認及び調査・採択協議等の実務上の支障の存否確認)	10~11月
④ 教科用図書採択地区適正規模化検討会議	12月
⑤ 県教育委員会は見直しが妥当と判断した場合、見直し案を作成	1月
⑥ 法に基づき関係市町村教育委員会に対し意見聴取(法12条2項)	1月
⑦ 告示(県公報登載)(法12条3項)	2月
⑧ 文部科学省へ報告(法12条3項)	2月

注:表中の「法」は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」をいう。

## (別記2)

### 採択地区適正規模化に当たり留意すべき事項

#### 1 共同採択制度の趣旨

教科用図書の共同採択制度については、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」により、その方法が規定されており、公立小中学校の教科用図書の採択権限は市町村教育委員会にあるが、採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択することが義務付けられている。

当該制度は、教科用図書の無償措置の実施に際し、法制度化されたものであり、教科用図書の調査研究の便宜の促進や、児童生徒の地域内での転入学の不便の解消、教科書供給の円滑実施などをねらいとして、自然的、経済的、文化的条件を考慮してその地域内で同一の教科用図書を使用することが適当と考えられる地域を県教育委員会が採択地区として設定しているものである。

この制度の下で、教科用図書の研究・協議のための組織として採択地区協議会を設置し、各市町村から委員、研究員が参加して調査・協議を行っている。

#### 2 採択地区適正規模化の要請

採択地区の適正規模化については、文部科学省から採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めるよう通知がなされており、また、国の各種審議会等においても言及されているが、その骨子は概ね次のとおりである。

- (1) 採択地区の設定は、自治事務であり、地方分権の趣旨を踏まえ、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるべきであること。
- (2) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更にあたっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握する必要があること。
- (3) それぞれの地域において最も適した教科書は何かという観点に立って、教科書内容の綿密な調査研究を行い、これに基づき採択権者がより一層の自覚と責任をもって採択に当たるべきこと。

#### 3 採択地区見直しの希望があった場合の県教育委員会の考え方

- (1) 市町村教育委員会から現行の採択地区を見直すよう希望があった場合は、見直し後の採択地区において適切な採択事務の実施が確保できるかどうか問題であり、現行の採択地区協議会構成市町村教育委員会において、事前に十分検討する必要がある。

採択地区の変更に伴い、たとえば単独採択することとなる当該市町村教育委員会と、その市町村教育委員会を除いた採択地区内に残る市町村教育委員会とがいずれも教科用図書の調査研究(調査方法・体制等)が十分可能でありその質が低下しないこと、法定の採択期限内(8月末)に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要である。

これらの観点で問題がないと判断できれば、その意向を尊重して採択地区の変更を行うのが適当と考えている。

- (2) 現行の採択地区をさらに細分化した場合、一般的に次のような問題点の生じる可能性があることが挙げられている。

- ① 採択地区を越えた合同調査を行うなどの措置をとらない場合、教科書研究員の人材確保が困難となり、調査研究事務に支障が生じるおそれがあること。
- ② 教職員の異動により異なる教科書を使用する負担、児童生徒の転入に伴う無償教科用図書事務の煩雑化など学校運営等に支障が生じるおそれがあること。
- ③ 教科書発行者の過大な宣伝行為誘発により採択公正が妨げられるおそれがあること。
- ④ 経営基盤の強固でない教科書発行者が撤退し、寡占化により多様な教科書の出現が妨げられるおそれがあること。

#### 4 今後の予定

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議(以下「会議」という。)において、平成21年度以降各市町村教育委員会への意向調査において採択地区の見直しの希望がなかった場合には、休会とすることについて合意を得ている。このため、令和6年度についても、見直しの希望がなかった場合は、休会とする。

見直しの希望があった場合は、採択地区協議会構成市町村教育委員会で協議・調整の上、見直し素案を作成し、県教育委員会に提出する。その後、県教育委員会は、採択地区協議会構成市町村教育委員会の意思及び調査研究・採択協議等の実務上の支障の存否等を確認し、会議を開催し検討を行う。

会議での検討結果を踏まえ、県教育委員会は「採択地区見直し案」を作成し、必要な手続を行い、適正規模化を図る。